

これからの乳幼児健診

小枝 達也

国立成育医療研究センター こころの診療部

1. 最近の動向

1) 健やか親子 21 (第2次) 平成 27 年度より厚生労働省が推進するすこやか親子 21 (第2次) がスタートした。この第2次では、市町村や都道府県の「環境整備の指標」について、その内容を具体化するため、調査項目が細分化された。目標値を定めた評価指標として、行政機関や関係団体の取り組みを評価する「環境整備の指標」、住民の行動や意識の変化を評価する「健康行動の指標」、そしてアウトカムを評価する 15 の「健康水準の指標」を定めている。これらはすべて、すこやか親子 21 (第2次) の基盤課題や重点課題に呼応した内容となっており、各自治体で統一されている。

2) 児童福祉法の改正に伴う母子保健法の改正これまで要保護児童は虐待防止の対象として、児童相談所への通告や要保護児童対策協議会への情報提供が義務化されていた。それが、要支援児童等（保護までに至らない児童や虐待リスクの高い妊婦）も情報提供の対象となり、情報提供者は法的にも保護されることとなった。

2. これからの乳幼児健診

1) 次世代医療基盤法平成 29 年 5 月に次世代医療基盤法が施行となった。これは、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律であり、医療機関での情報をビッグデータ化して、創薬や健康管理などに役立てようとするものである。この中に乳幼児健診のデータも含まれている。

2) 今後の方向性平成 30 年 3 月に子ども・子育て支援推進調査研究事業にて「身体診察マニュアル（仮称）」が提出された。このマニュアルの診察項目は、「データヘルズ時代の母子保健法の利活用に関する検討会」の中間報告（平成 30 年 7 月）の乳幼児健診の標準的な電子的記録様式に反映されている。このマニュアルの診察項目は、小児科専門医と専門診療科医（眼科や耳鼻科、整形外科など）の意見を元にしたものであるため、科学的な根拠を「乳幼児健康診査に関する疫学的・医療経済学的検討に関する研究」班が検討しており、それに基づいて「身体的・精神的・社会的 (biopsychosocial) に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」にて、身体診察マニュアルに記載されている診察項目の精査を進め、その有効性と実行性を検証しているところである。